

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります ①



マイナちゃん

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、日本国内の住民登録のある方に通知される公平・公正な社会の実現や行政手続きの利便性を高めるための社会基盤（インフラ）です。

法律の定めにより、平成27年10月に、住民票を有する一人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）が通知され、平成28年1月から個人番号カードの交付も開始されます。市ではこれらに向けて準備作業を進めています。

●制度全般の問合せ

内閣府マイナンバー制度コールセンター（平日：午前9時30分から午後5時30分）

☎0570-20-0178（日本語対応）

☎0570-20-0291（外国語対応）

HP 検索 政府広報オンライン マイナンバー

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/mynumber/index.html>

●市での取組み

制度・システム関連…情報政策課 ☎042-346-9802

マイナンバーの通知、個人番号カード…市民課 ☎042-346-9805